



## モンゴル国法律

2022年6月17日

国会議事堂、ウランバートル市

### 許可について

/改訂版/

### 第1章

#### 一般規定

#### 第1.1条 法律の目的

1. この法律の目的は、国家安全保障、金融の安定、公共の利益、公衆衛生、環境に害を及ぼす可能性があり、危険性がある特定の種類の活動に従事する許可、国の天然資源と国家の公有財産の使用を制限するための許可の交付、更新、一時停止、再交付、取り消し、及びそれらの登録と管理、許可の分類とリスト作成に関連する一般的な関係を規制することである。

#### 第1.2条 許可に関する法律

1. 許可に関する法律は、モンゴル国憲法、民法、本法及びこれらの法律に準拠して制定されたその他の法令で構成される。

2. モンゴル国の国際条約において本法と異なる規定がある場合、国際条約の規定を優先するものとする。

/本項は、2022年12月23日付けの法律により改正された。/

#### 第1.3条 法律の適用範囲

1. 個人又は法人は、法律で禁止されている活動、又は本法第8.1条及び第8.2条に規定されている特別又は普通許可（以下「許可」という）によって認可される以外の活動であれば、法律の範囲内で自由に活動することができる。

2. モンゴル国における認可が必要な活動のリスト、許可を交付する権限を有する者は、この法律によって規制される。

3. 法律により許可を得て従事する活動、又は国の天然資源及び公有財産の制限された使用に対する許可の交付、更新、一時停止、再交付、又は取り消しに関し、それぞれ該当する法律によって規制されている関係以外の関係は、本法によって規制される。

4. この法律は、次の場合には適用されない。

4.1. モンゴル国民への土地所有権の付与。

4.2. 外国人及び無国籍者への居住許可の交付、外国人市民にモンゴル国への入国権の付与又はモンゴルのビザの発行、個人的な理由によるモンゴルでの居住許可の交付、発行されたビザ、ビザの許可、居住許可の延長、停止、又は取り消し。

- 4.3. 会議、集会、デモンストレーション及び大規模なその他公開イベントの開催。
- 4.4. 特許、著作権、それに関連する権利及び地理的規定、商標所有権の付与。
- 4.5. モンゴル国での国際及び外国の非政府組織の支部及び代表事務所の設立。
- 4.6. 教会、修道院又は宗教団体の設立。
- 4.7. 関連法に従い、国営組織、国有又は国が大株主である法人による商品、作品及びサービスの履行に関する契約を締結する権利の付与。
- 4.8. 法に基づきモンゴル国家大会議より交付される許可。
- 4.9. 軍事目的の武器、装備、火器の生産又は輸出入。

本項は、2023年1月6日付けの法律により追加された。

5. 個人又は法人が、自発的に政府機関、役人、その他の権限を有する者から評価、確約、証明書を取得する場合には適用されない。
6. 本法により規定される許可を必要とする活動に関し、政府の活動において政府の各機関間で許可を交付及び取得する際は本法は適用されない。

本項は、2023年7月7日付けの法律により改正された。

#### 第1.4条 法律用語の定義

1. 本法で使用される次の用語は、次の意味で理解されるものとする。
  - 1.1 「許可」とは、許可を交付する権限を有する者から、法律で規定された期間、条件及び要件に従って、明確な活動を行う、又は天然資源及び国の公有財産を限定的に使用する権利を許可される事を意味する。
  - 1.2 「許可を交付する権限を有する者」（以下「権限を有する者」という）は、法律により許可を交付する全権限を行使するよう定められている政府機関、役人、又は政府の特定の機能を法的、又は契約に従い引き継いだ者を意味する。
  - 1.3 「許可保持者」とは、特定の種類の活動、又は国の天然資源又は公有財産の限定的な使用を、権限を有する者から許可された者を意味する。

#### 第1.5条 許可の交付、更新及び新規許可の作成の際に従う原則と適用範囲

1. 権限を有する者は、許可の交付、更新及び許可に関連するその他の手続きにおいて、次の原則に従う。
  - 1.1. 国家安全保障、公共の利益、人の生命と健康の保護。
  - 1.2. 法の遵守。
  - 1.3. 透明性と公正性の確保。
  - 1.4. ビジネスに望ましい環境整備。
  - 1.5. 法律で定められたもの以外の書類、支払い、徴収金を要求しない。
  - 1.6. 本法に定める許可の交付。
2. 許可が必要な活動に従事する権利は、法律に従って許可を取得した日から開始される。
3. 法律に定める以外の状況で、政府、国家行政機関、国家行政組織、地方行政組織及び法律又は契約に従って国家の特定の機能を引き継いだ者が、該当する活動の許可、ライセンス発行、登録を行うことを禁ずる。

4. 国の機関又は役人が、法律に定める以外の状況で、新規許可の作成、発行、又は権利を譲渡した場合、法律に定める責任を課す根拠となり、それにより生じた結果は、新規許可を作成、発行、又は譲渡した者が負うものとする。
5. 政府は、国家の安全、金融の安定、公共の利益を確保し、効率的な競争条件を満たすために、国家行政機関、国家行政組織、地方行政組織、又は特定の機能を引き継いだ者の許可の交付に対し、一定期間の制限を課す事ができる。
6. 法律に定められている場合、権限を有する組織が定める数量に従い、権限を有する者が許可を与える。
7. 法律で特別に定められているのでない限り、1つの許可を1人の名前又は1つの法人名に対し発行する。
8. 法律で定められている場合、特定の許可を法人、特定の種類又は形態で設立された法人、個人、又はモンゴル国民に対し交付する。
9. 法律で定められている場合、特定の種類の許可を、許可保持者に交付する。
10. 法律で規定されている場合、特定の種類の許可の交付及び更新を、簡略化された形式で行うことができる。
11. 権限を有する者は、関連する特定の種類の許可証の発行と更新をワンストップサービスで実施することができる。
12. 許可の保持に関連し、許可保持者の権利に対する制限を法律によって定める。
13. 法律で規定されている場合、許可保持者の活動の方向性を言葉や記号によって明確にし、そのような言葉や記号を、従事している活動の許可を得ているという印象を与えるかのように、他の者が使用することを禁ずる。
14. 新規許可を作成する際には、その活動が国によって規制される必要があるかどうか、許可が適切な規制手段であるかどうか、及び許可が社会的、経済的に有益であるかを、原則に従い、又国際的な規範と基準を考慮に入れながら、調査、監視及び評価を実施する。
15. 本条第14項に定める調査、監視及び評価は、政府が承認した方式に従って実施される。
16. 本法第8.1条及び第8.2条に定める許可の追加、分解、分割、分離、又は適用範囲を拡大することを禁止する。
17. 許可の交付、延長、一時停止、再交付、取り消しに関する行政規則を設けるために法令を制定する事を禁止する。
18. 天然資源及び国家の公有財産を限定的に使用する許可を、他者に販売、贈与、抵当又はその他の形式で譲渡する事については本法では規制しない。
19. 法律で規定される以外の条件で、本条第18条に規定されている以外の許可を、販売、贈与、抵当又はその他の形式で譲渡することを禁止する。

## 第2章

### 許可

#### 第2.1条 許可の分類

1. 許可は、その目的、交付条件、活動の特徴及びリスクレベルに応じて、次のように分類する。

- 1.1. 特別許可。
- 1.2. 普通許可。
2. 特別許可は、国家安全保障、公共の利益、公衆衛生、環境、金融の安定に危険を及ぼしかねない活動、又は特別な条件や要件を満たした状態でのみ実施される専門的な活動、営利目的又は産業目的で天然資源や国の公有財産を限定的に使用する際に交付される。
3. 普通許可は、単発とみなされる活動、特別許可に基づいて行われる付随活動、天然資源及び国の公有財産を限定的に家庭用に使用する際に交付される。
4. 法律で規定されている場合、条件と要件を完全に満たすために、特別許可を事前に交付する事ができる。

## 第2.2条 許可期間

1. 法律で別段の定めがない場合、特別許可は5年以上、普通許可は3年以上の期間交付される。
2. 国の天然資源及び公有財産の限定的使用のために発行される許可は、期限付きで交付される。
3. 本条第2項に規定されたもの以外の許可は、法律で規定されている場合、無期限で交付する事ができる。
4. 法律に別段の定めがない限り、特別許可の取得に付随する追加活動の期間は、特別許可と同期間とする。

## 第2.3条 許可コード

1. 許可の総合登録簿の維持、統計データの作成、照会の提供及び電子形式での許可の交付を目的として許可をコード化する。
2. 経済及び開発問題を担当する国家行政機関は、許可コードを経済活動の分類、商品分類のリスト及び国家コードを考慮して決定する。

## 第3章

### 権限を有する者と権利の譲渡手続き

#### 第3.1条 権限を有する者

1. 本法第8.1条及び第8.2条で規定された権限を有する者が許可を交付するものとし、法律で規定される場合を除き、許可を交付する権限を全て又は部分的に他者に譲渡することを禁じる。

本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。

#### 第3.2条 権限を有する者の権利

1. 権限を有する者は、次の権利を行使する。
  - 1.1. 本法第8.1条及び第8.2条に規定された許可の交付、延長、一時停止、再交付、又は取り消しを決定する。
  - 1.2. 許可の条件と要件が順守されていることを監視する。
  - 1.3. 許可保持者から許可の条件、必要な要件に関連する情報及び報告を取得する。
2. 権限を有する者は、次の義務を負う。
  - 2.1. 法律で定められた原則を遵守する。

- 2.2. 法律によって定められた権限の範囲内で許可を交付する。
- 2.3. 許可の申請と更新の受理、申請書と添付書類の検証及び決定までの経過を許可申請者及び許可保持者に対し、電子的な形式で公表し透明性を保つ。
- 2.4. 法律で規定された期間内に、許可の交付、延長、一時停止、再交付、又は取り消しに関する決定を下す。
- 2.5. 決定が出されてから3営業日以内に、本条2.4で規定された決定を許可登録簿及び情報データベースに登録する。
- 2.6. 許可の交付、延長、一時停止、再交付、又は取り消しの決定を許可登録簿、情報データベースに入力し、閲覧可能な形式でその決定を公衆に通知する。
- 2.7. 市場における自由競争において偏った対応をしてはならず、また競争を制限する目的で、法律で規定される以外の理由で許可を拒否、一時停止、又は取り消す措置をとってはならない。
- 2.8. 許可の交付、延長、一時停止、再交付及び取り消しに関連して、許可申請者及び許可保持者に助言及び支援を提供する。
- 2.9. 許可の申請書、それに添付する書類のリスト、申請書の受領者、住所、所在地に関する情報を閲覧可能な形式で公表する。

### 第3.3条 許可の譲渡

1. 法律に規定されている場合、権限を有する者は許可を交付する権限を全て又は部分的に、関連する政府機関、役人、又は法人登記法第7条の7.1.3及び7.1.7に規定された法人に譲渡することができる。  
本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。
2. 権利を譲渡された者は、本法第3.2条に定める権利を享受し、義務を履行する。
3. 本条第1項に定める権利の譲渡手続きは政府による承認を必要とする。
4. 権限を有する者が許可を与える権利を他者に譲渡した場合、その決定は組織のウェブサイトに掲載され、公表される。
5. 許可を交付する権限の不正譲渡により他者に生じた損害は、譲渡した者が責任を負う。

### 第3.4条 許可保持者との契約の締結

1. 法律で規定されている場合、権限を有する者は、許可保持者に対し特別な要件と条件を実施する目的で、許可保持者と契約を結ぶことができる。
2. 契約の条件と要件及び契約の締結は、関連する法律により規制される。
3. 本法第8.1条第3項にある3.9、3.10、3.11、3.12、3.13、3.14、3.15、3.16、3.17、3.18、3.19、3.20、3.21、3.22の規定、第14項の14.25、14.28、14.32、14.33、14.34に規定されている特別許可の発行権限のある者、特別許可の所有者、県及び首都の知事は三者協定を締結するものとする。  
本項は、2023年12月7日付けの法律により追加された。
4. 本条の第3項に規定される契約の形式は、特別許可の交付権限を有する者と県及び首都の知事が共同で承認するものとする。  
本項は、2023年12月7日付けの法律により追加された。

## 第四章

### 許可申請者及び許可保持者に対する一般要件、許可保持者の権利と義務

#### 第4.1条 許可申請者と許可保持者に対する一般要件

1. 本法第8.1条及び第8.2条に規定されている許可活動を実施する者は、次の一般的な条件及び要件を満たす必要がある。
  - 1.1. 市民としての完全な法的能力を有する。
  - 1.2. 法律で義務付けられている場合、専門又は資格試験に合格し、適切な評価を得ている。
  - 1.3. 納税者として登録されている。

#### 第4.2条 許可保持者の権利と義務

1. 許可保持者は、以下の権利を享受する。
  - 1.1. 許可で指定された活動に従事する。
  - 1.2. 許可期間の延長を申請する。
  - 1.3. 許可の延長、一時停止、再交付、取り消しに関し問い合わせ、情報を取得する。
  - 1.4. 法律に従って許可を他の法人に譲渡する。
  - 1.5. 許可登録データベースに入力された許可に関連する情報が不完全、誤り、又は不正確である場合、権限を有する者に訂正申請を行う。
  - 1.6. 関連した法に従い、権限を有する者の違法行為、不履行、又は決定に関し申し立てを行う。
  - 1.7. 法律で定められたその他の行動を取る。
2. 許可保持者は、次の義務を負う。
  - 2.1. 法律で義務付けられている書類を正確に作成する。
  - 2.2. 活動を行うために法律で定められた条件と要件を満たし、従事する。
  - 2.3. 法律で禁止又は制限されている場合、許可で指定された以外の活動に従事しない。
  - 2.4. 法律で別段の定めがない限り、許可によって規定された活動を継続的に実施する。
  - 2.5. 権限を有する者から許可を得た日から10日以内に、これについて税務当局に通知し、納税証明書に記録する。
  - 2.6. 金融サービスの許可保持者は、マネーロンダリング及びテロリストの資金調達の防止に関する法律及び規制を遵守する。
  - 2.7. 活動においてモンゴル国の法律、国際基準及び国内基準、技術基準を遵守する。  
／本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。／
  - 2.8. 利用者を差別することなく、許可の範囲内で迅速にサービスを提供する。
  - 2.9. 法律で定められたその他の行動を取る。

## 第5章

### 許可の交付と更新の手続き

#### 第5.1条 許可の申請

1. 許可申請者は、許可申請書と添付書類を権限を有する者に提出する。
2. 許可申請書は、市民から政府機関及び役人への請願及び異議の解決に関する法律に規定されている一般要件を満たしていなければならない。
3. 許可申請者は、許可の分類、関連する活動、天然資源と国の公有財産の限定使用の目的と理由を明確に記載した上で、次の書類を申請書に添付する。
  - 3.1. 許可に関し法律で定められた一般的な条件と要件が満たされていることを証明する書類。
  - 3.2. ~~法律で義務付けられている場合、印紙税の領収書。~~  
本項は、2023年1月6日付けの法律により無効とされた。
  - 3.3. 法律で特別に規定された条件と要件が満たされていることを証明する書類。
4. 特別許可に基づき必要となる追加許可の申請において、権限を有する者は、特別許可を取得するために提出された書類、つまり本条3.1及び3.3に規定された書類の提出を再度求めることはない。
5. 電子形式で発行された許可申請は、公開情報の透明性に関する法律第13条13.3に基づき、書面による申請とみなされる。

#### 第5.2条 許可申請の決定に関する手続き

1. 権限を有する者は、許可申請の受理を理由なく拒否する権利を持たず、申請を受理した旨申請者に通知し、登録簿に記録する。
2. 権限を有する者は、許可申請書の受理後、2営業日以内に書類を確認し、次の措置を講じる。
  - 2.1. 書類が揃っていると判断された場合、精査を開始する。
  - 2.2. 申請書とそれに添付された書類が要件を満たしていない、又は不備がある場合、許可申請者に追加提出するよう通知する。
  - 2.3. 管轄に従って関連当局に申請書を転送する。
3. 権限を有する者は文書精査の期間内に、本条第2項に規定された措置について、許可申請者に通知する。追加提出が必要な各文書は、明確に通知される。
4. 本条2.2に規定されている書類の補充期間は30日以内である。この期間内に書類が提出されない場合、申請は未提出とみなされる。
5. 許可申請者が法律で規定された条件と要件を満たしているかどうかを、権限を有する者は次の期間内に精査する。
  - 5.1. 特別許可は10営業日以内。
  - 5.2. 普通許可は5営業日以内。
6. 権限を有する者は、関連する政府機関から、公開情報の透明性に関する法律第18条18.13に従い、精査に必要な追加情報、参照、評価及び証明書等を収集する。

7. 精査のために国又は専門機関が評価又は証明書を発行する必要がある場合、本条第5項に規定された期間を、一度だけ5営業日延長する事ができる。
8. 権限を有する者は、精査の完了後、5営業日以内に許可を交付するかどうかを決定する。
9. 権限を有する者が許可の交付を拒否する場合、通知にその理由を明示する。
10. 本条第9項に規定する通知は、通知の発行後、2営業日以内に書面で許可申請者に通達される。
11. 権限を有する者が特別許可の交付を拒否した場合、その許可申請者からは6ヶ月間、該当する許可申請を受理しない。
12. 法律で規定された期間内に返答がない場合、関連する役人に責任を負わせる根拠となる。

### 第5.3条 許可の交付に関する決定

1. 権限を有する者は、本法第3.2条1.1に従って、許可の交付に関する決定を下す。
2. 本条第1項で規定された決定と国の印紙税の金額及び支払期限に関しては、決定日の内に通知されるものとする。  
本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。
3. 法律で別段の定めがない限り、権限を有する組織の決定又は許可には、次の情報が含まれる。
  - 3.1. 権限を有する者の氏名。
  - 3.2. 権限を有する者が下した決定の名称又年月日。
  - 3.3. 許可保持者の氏名と住所。
  - 3.4. 許可の種類と活動の名称。
  - 3.5. 許可の期間。
  - 3.6. 許可番号、発行年月日。
  - 3.7. 権限を有する者の署名や印鑑、マーク又は電子署名。  
2023年11月10日付けの法律により、本項における「印鑑、マーク」の記述の後に「又は電子署名」が追加され、この改正は2024年1月1日から施行される。
4. 法律で規定されている場合、本条第3項で規定された以外の情報を、権限を有する組織の決定又は許可に含む事ができる。
5. 権限を有する者が、法律で規定された期間内に普通許可の申請に応答しない場合、許可は交付されたときとみなされる。
6. 権限を有する者は、許可申請の処理決定期間の終了後、3営業日以内に、本条第5項に従って許可されたときとみなす決定を下す。
7. 本条第6項で規定された決定と国の印紙税の金額及び支払期限に関しては、決定日の内に通知されるものとする。  
本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。
8. 権限を有する者は、決定が下された日から5日以内に、許可保持者の申請に応じ、本法第5.4条第1項に従って許可証を発行する。

9. 権限を有する者は、本条第1項及び第6項で言及されている決定が下されてから2営業日以内に、許可登録簿及び情報データベースに登録する。

#### 第5.4条 許可証

1. 権限を有する者は、許可保持者の申請に応じ、又は法律に規定されている場合、許可の発行を証明する許可書すなわち証明書、同等の権利書、その他の保証書を書面又は電子的な形式で発行する。  
/2023年11月10日付けの法律により、本項における「発行」に先立つ「書面」の記述は「書面又は電子的な形式」へと変更され、この改正は2024年1月1日から施行される。/
2. 許可証は、許可の有効期間中、許可交付決定及び許可照会と同じ法的効力を有する。
3. 許可証の紛失、破損、損傷、又は不受理は、許可を無効にする理由にならない。

#### 第5.5条 許可期間の延長

1. 公開情報の透明性に関する法律第23条23.2に従い、権限を有する者は、許可証の有効期限が切れる45日前に延長に関する情報を許可保持者に通知し、これを登録簿に登録する。
2. 法律で別段の定めがない限り、許可保持者は、許可期間満了の少なくとも30日前に、許可期間の延長申請書を法律で定められた条件と要件に従って作成された書類とともに、権限を有する者に提出する。
3. 権限を有する者は、本条第2項に規定された申請の受理を理由なく拒否する権利を有さず、申請の受理を許可保持者に通知し、それを登録簿に登録する。
4. 権限を有する者は、許可期間の延長申請を受け取ってから2営業日以内に書類を確認し、次の措置を講じる。
  - 4.1. 書類が揃っていると判断された場合、精査を開始する。
  - 4.2. 申請書とそれに添付された書類が要件を満たしていない、又は不備がある場合、追加提出について許可保持者に通知する。
5. 権限を有する者は、書類審査の期間内に本条4.2に規定された措置について許可保持者に通知する。追加提出が必要な各文書は、明確に通知される。
6. 本条4.2に規定された書類の補充期間は10営業日である。この期間内に書類が提出されない場合、許可延長の申請が提出されていないものとみなす。  
/2023年11月10日付けの法律により、本項における「10日間」は「10営業日」に変更され、この改正は2024年1月1日から施行される。/
7. 権限を有する者は、許可保持者が法律で規定された条件と要件を満たしているかどうかを次の期間内に精査する。
  - 7.1. 特別許可は5営業日以内。
  - 7.2. 普通許可は3営業日以内。
8. 本法第5.2条第6項に従い、権限を有する者は、精査に必要な追加情報、参照、評価及び証明書を収集する。
9. 精査の過程で国又は専門機関から評価又は証明書を発行する必要があると考えられる場合、第7条に規定された期間は3営業日延長する事ができる。
10. 権限を有する者は、精査の完了後、2営業日以内に許可期間を延長するかどうかを決定する。

11. 権限を有する者は、法律で規定された条件と要件を満たさない場合、許可期間の延長を拒否する。
12. 本条第 11 項に従って拒否された場合、合理的な決定が出された 2 営業日以内に許可保持者に書面で通知される。
13. 法律で規定された期間内に返答がない場合は、関連する役人に責任を負わせる根拠となる。
14. 法律に別段の規定がない限り、許可保持者が許可期間の延長を申請し、関連法に違反しておらず、かつ法で定められた要件、条件を満たしているなら、権限を有する者は初回に与えたのと同期間で許可を延長する。
15. 法律で別段の定めがない限り、許可所有者が本条第 2 項で定められた条件、要件に加え、税金及び社会保険料の滞納がなく、安定した経営がなされており、業務を維持している場合、許可の期間を初回許可の 2 倍に延長することができる。  
／2023年7月7日付けの法律により、本項における「納税負債がなく」という記述は「税金及び社会保険料の滞納がなく」に変更され、この改正は2024年1月1日から施行される。／
16. 権限を有する者が、法律で規定された期間内に許可期間延長の申請に回答しない場合、許可は最初に交付されたと同期間延長されたとみなす。
17. 本条第 16 項に従い、権限を有するものは、許可延長申請の決定をすべき期間の終了後、2 営業日以内に、許可が延長されたとみなす決定を下す。
18. 本条第 17 項に定める決定は、決定がくだされたその日の内に許可保持者に通知される。
19. 権限を有する者は、決定日から 3 営業日以内に、許可証に次の事項を記載する。
  - 19.1. 許可延長の期間。
  - 19.2. 許可番号、更新年月日。
  - 19.3. 許可延長を認可した権限を有する者の署名と捺印（印）。
20. 権限を有する者は、本条第 14 項、第 15 項及び第 17 項で言及されている決定を、決定が発行されてから 2 営業日以内に許可登録簿及び情報データベースに登録する。

## 第 5.6 条 競争入札と選考

1. 本法第 8.1 条第 1 項の 1.8、1.15、1.23、1.24、1.25、1.29 及び第 6 項の 6.12 で規定された特別許可は競売の手続きにより交付され、第 8.1 条第 1 項の 1.18、第 5 項の 5.1、第 8 項の 8.14、8.28、8.29、第 9 項の 9.2、9.6、9.7、9.8、9.9、9.10、9.11、第 11 項の 11.1、11.9、11.12 及び第 12 項の 12.1、12.2、12.14 で規定された特別許可は選考手続きにより交付される。  
／本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。／
2. 本条第 1 項の手続による許可の交付は、その分野の法律により詳細が規制される。

## 第 6 章

### 許可の一時停止、再交付、取り消し

#### 第 6.1 条 許可の一時停止と再交付

1. 次の場合、権限を有する者は最大 3 か月までの期間、許可を一時停止する。
  - 1.1. 権限を有する組織の決定により、許可の条件及び要件を満たしていないと判断された。

- 1.2. 法律で規定されている情報及び報告書が期限内に提出されなかった、又は提出内容に誤りがあった。
- 1.3. 許可が発行されてから 2 年以内に活動に従事していない、又は活動を停止した。
2. 権限を有する者は、本条第 1 項の規定に基づいている旨を、事前に許可取得者に通知し、通知の年月日を記録する。
3. 本条第 2 項に定める通知を受け取ってから、許可保持者より 10 営業日以内に許可一時停止に十分な根拠が無い事についての説明及び関連書類が権限を有する者に提出されない場合、許可は一時停止される。
4. 権限を有する者は、2 営業日以内に、許可の一時停止の決定について許可保持者及び関連する税務当局に書面にて通知する。
5. 権限を有する者は、本条第 1 項で規定された理由、条件及び要件が改善された場合、許可保持者の要求に基づいて許可を再交付する。

## 第 6.2 条 許可の取り消し

1. 次の場合、許可は取り消される。
  - 1.1. 許可保持者より申し入れがあった。
  - 1.2. 許可の一時停止期間中に、違反が改善されず、許可の再交付申請が提出されなかった。
  - 1.3. 許可保持者が公共の利益、公衆衛生、安全、環境、又は国家安全保障に悪影響を及ぼした、又は甚大な被害をもたらしたと権限を有する組織が判断し、決定した。
  - 1.4. 許可保持者が許可の条件に 2 回以上違反した。
  - 1.5. 法律で規定されている場合を除き、許可及び許可証を販売、贈与、抵当、その他の方法で譲渡した。
  - 1.6. 許可取得時に偽造書類を作成したことが判明した。
  - 1.7. 許可保持者が市民であり、その市民に完全な法的能力が無いとみなされた。又は法人で、倒産又は清算手続きがなされた。
  - 1.8. 国の印紙税に関する法律第 42 条 42.6 に指定された期間内に印紙税が支払われなかった。  
本項は、2023 年 1 月 6 日付けの法律により追加された。
  - 1.9. 法律で定められたその他の理由。  
本項は、2023 年 1 月 6 日付けの法律により改正された。

## 第 6.3 条 許可の取り消しの手続き

1. 権限を有する者は、事前に許可保持者に許可取り消しの事由があることを通知し、通知の年月日を記録しなければならない。
2. 本条第 1 項に規定する通知を受領してから 30 日以内に、許可保持者から許可を取り消す理由がない旨の説明及び関連書類が権限を有する者に提出されない場合、その期間の満了後、10 営業日以内に許可の取り消しが決定される。
3. 許可保持者が本条第 2 項に規定する期間内に説明を行わず、本条第 1 項に規定する通知に対して異議を申し立てない場合、許可取り消しの理由を認めたとみなす。
4. 権限を有する者は、許可取り消しの決定について、許可保持者及び担当税務当局に 2 営業日以内に書面で通知する。

#### 第6.4条 許可の一時停止又は取り消しの結果

1. 許可の一時停止期間中は、許可に基づいて行う活動に関連する契約の運用を一時的に停止することができる。
2. 許可の取り消しは、許可保持者が許可の下で行っている活動に関連して他者と締結した契約を終了する根拠となる。
3. 許可の取り消しにより他者に生じた損害は、許可保持者であった者が賠償する。
4. 許可の違法な交付により他人に生じた損害は、許可の交付を決定した権限を有する者と、当問題に係る責任者、又は権利を譲渡された者によって補償される。
5. 政府の役人が許可手続に違反し、又は公務上の明らかな不注意、又は公務の不履行があった、又は起こりうる危害を防止するための措置を講じなかったことにより、他の法人に危害を与えた際には、当該危害を除去しなければならない。
6. 権限を有する者が特別許可を取り消した場合、6か月以内にその許可保持者からの許可の再申請を受理してはならない。

### 第7章

#### 許可の登録と情報

##### 第7.1条 許可登録と統合データベース

1. 本法に規定された許可の新規申請又は延長申請の受領、申請書及び添付書類の精査、決定に関する手続き及び許可の交付、延長、一時停止、再交付、取り消しの決定事項は、許可の登録及び情報の統合データベース（以下「許可データベース」という）に記載されなければならない。データベースは電子形式とする。  
本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。
2. 経済及び開発問題を担当する国家行政機関が、本条第1項に定める許可データベースの責任を負う。
3. 権限を有する者は、本条第1項に規定された手続き及び決定事項を本法の規定に従い、許可データベースに登録する。  
本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。
4. 経済及び開発問題を担当する国家行政機関は、本条第3項に規定された手続き及び決定事項を、許可データベースに登録し公開する。  
本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。
5. 政府は、許可データベースの情報と作成、許可データベースへの登録、照会及び情報の提供に関連する手続きを承認する。
6. 経済及び開発問題を担当する国家行政機関は、本条第1項に規定された手続き及び決定事項に関するデータベースの作成、配布、利用及びその継続的な運用、保管、保護及び機密保持の信頼性を確保する責任を負う。  
本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。
7. 経済及び開発問題を担当する国家行政機関は、本法第3.2条の2.3に規定された問題に関し、最先端の情報技術を用い効果的な方法で国民に通知するものとする。  
本項は、2023年1月6日付けの法律により追加された。

## 第7.2条 許可についての問い合わせと情報

- 許可の交付、延長、一時停止、又は取り消しの決定に関連し、申請を提出した者、その者が作成した書類及び許可の交付、登録及び監視を行う権限を有する者の活動に関する情報は、透明性をもって公開される。
- 許可保持者に関する情報が、法律に規定される機密情報に該当する場合、当保持者に関する問い合わせは、本人の同意に基づいて扱われる。
- 本条第2項に定める問い合わせがあった場合は5営業日以内、その他の問い合わせは3営業日以内に回答されるものとする。

## 第8章

### 許可を得て従事する活動

#### 第8.1条 特別許可のリスト

- 環境の分野における以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可   | 特別許可を交付する権限を有する者 |
|--|------------------|
| 1.1. 希少動物を生きたまま国外に持ち出す   | 政府               |
| 1.2. 動物の再導入  | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.3. 動物由来製品の輸出入  | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.4. 狩猟と動物に関わる専門組織としての活動   | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.5. 有害廃棄物の輸送、収集、保管、リサイクル、処分及び輸出   | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.6. 環境監査  | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.7. 環境への影響に関する詳細な評価の実施  | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.8. 遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用   | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.9. オゾン層破壊、地球温暖化に強く影響する物質やその代替物質及びそれらを含む製品、機器の輸入、販売、使用                            | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.10. オゾン層破壊、地球温暖化に強く影響する物質やその代替物質をシステムにより排出、洗浄、リサイクル、再充填、機器の組み立てと設置、保守サービスの提供及び廃棄 | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.11. 林業に関わる専門組織としての活動   | 森林問題を担当する国家行政機関  |
| 1.12. 水に関わる専門組織としての活動  | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.13. 外来動物の導入と繁殖   | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.14. 有毒で危険な化学物質の輸出、輸入、国境を越える輸送、生産、販売、使用   | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.15. 希少動物の収集  | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.16. 希少植物の薬用生産目的での利用  | 環境問題を担当する国家行政機関  |
| 1.17. 希少生物の輸出、輸入、通過  | 環境問題を担当する国家行政機関  |

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| 1. 18. 特別保護地域の土地の利用                             | 特別保護地域問題を担当する国家行政機関             |
| 1. 19. 植物の国外への輸出                                | 環境問題を担当する国家行政機関                 |
| 1. 20. 国際貿易条約の附属書に規定された動物、植物及びそれらの派生物の輸出、再輸出、輸入 | 運営委員会                           |
| 1. 21. 土地の所有と使用                                 | それぞれの県、首都、ソム、地区の長、又は経済特区では経済特区長 |
| 1. 22. 一般廃棄物収集場所及び廃棄物のリサイクル、廃棄及び埋立処理            | 該当する県、首都の長                      |
| 1. 23. 特別な目的での狩猟動物の狩猟と捕獲                        | 該当する県、首都の長                      |
| 1. 24. 産業目的での狩猟動物の狩猟と捕獲                         | 該当するソム、地区の長                     |
| 1. 25. 広く分布する植物の産業目的での使用                        | 該当するソム、地区の長                     |
| 1. 26. ボーリング、井戸掘り、川から用水路を引く                     | 該当する県、首都の自然環境課                  |
| 1. 27. 1日あたり50～100立方メートルの水の使用                   | 該当する県、首都の自然環境課                  |
| 1. 28. 1日あたり100立方メートルを超える水の使用                   | 該当する流域担当行政                      |
| 1. 29. 産業目的での森林資源の利用                            | 森林局又は該当地域の自然保護官                 |
| 1. 30. 森林から木材を採取する権利                            | 森林区分又はソム、地区の権限のある職員             |
| 1. 31. 地盤修復のために専門組織が活動する権利                      | 環境問題を担当する国家行政機関                 |

/1. 14の規定は、2023年1月6日付けの法律により改正された。/

/1. 11、1. 23の規定は、2023年1月6日付けの法律により改正された。/

/1. 30、1. 31の規定は、2023年1月6日付けの法律により追加された。/

2. 銀行業及び銀行業以外の金融サービス分野における以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可                               | 特別許可を交付する権限を有する者 |
|------------------------------------|------------------|
| 2. 1. 銀行の設立                        | モンゴル銀行           |
| 2. 2. 外貨及び会計単位での、モンゴル国内での価格の設定と支払い | モンゴル銀行           |
| 2. 3. 信用情報サービス業                    | モンゴル銀行           |
| 2. 4. システムの運用                      | モンゴル銀行           |
| 2. 5. 決済サービスの提供                    | モンゴル銀行           |
| 2. 6. 引受業務                         | 金融規制委員会          |
| 2. 7. 銀行以外の金融外貨取引業                 | 金融規制委員会          |
| 2. 8. 銀行以外の金融信託サービス業               | 金融規制委員会          |
| 2. 9. 銀行以外の融資業務                    | 金融規制委員会          |

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| 2. 10. 銀行以外の金融電子決済及び送金サービス業  | 金融規制委員会 |
| 2. 11. 銀行以外の金融ファクタリングサービス業   | 金融規制委員会 |
| 2. 12. 担保証券の資産ポートフォリオの監査業務   | 金融規制委員会 |
| 2. 13. 保険代理店業                | 金融規制委員会 |
| 2. 14. 保険仲介業                 | 金融規制委員会 |
| 2. 15. 保険損害鑑定士業              | 金融規制委員会 |
| 2. 16. 通常の長期的な再保険業務          | 金融規制委員会 |
| 2. 17. 信託業務                  | 金融規制委員会 |
| 2. 18. 財務能力評価業務              | 金融規制委員会 |
| 2. 19. 不動産業                  | 金融規制委員会 |
| 2. 20. 貴金属、貴石、又はこれらの加工品の取扱業務 | 金融規制委員会 |
| 2. 21. 証券取引業                 | 金融規制委員会 |
| 2. 22. 証券取引の決済業              | 金融規制委員会 |
| 2. 23. 証券取引の支払業              | 金融規制委員会 |
| 2. 24. 証券仲介業                 | 金融規制委員会 |
| 2. 25. 証券ディーラー業              | 金融規制委員会 |
| 2. 26. 証券信託管理業務              | 金融規制委員会 |
| 2. 27. 集中型証券保管振替業務           | 金融規制委員会 |
| 2. 28. 証券投資コンサルティング業         | 金融規制委員会 |
| 2. 29. 証券所有者登録業              | 金融規制委員会 |
| 2. 30. 預金、融資業                | 金融規制委員会 |
| 2. 31. 共同投資ファンド業             | 金融規制委員会 |
| 2. 32. 農業取引所の仲介業             | 金融規制委員会 |
| 2. 33. 農産物及び原材料の取引所の運営       | 金融規制委員会 |
| 2. 34. 資産担保証券の発行業            | 金融規制委員会 |
| 2. 35. 資産信託管理業               | 金融規制委員会 |
| 2. 36. 投資管理業                 | 金融規制委員会 |
| 2. 37. 鉱産物の仲介業               | 金融規制委員会 |
| 2. 38. 鉱産物取引所の運営             | 金融規制委員会 |

2. 37. 2. 38. の規定は、2022年12月23日付けの法律により追加された。

3. 建設、都市開発及び公益事業の分野における以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可  | 特別許可を交付する権限を有する者       |
|---|------------------------|
| 3.1. 低・中・高・特殊複合構造物の設計開発                               | 建設問題を担当する国家行政機関        |
| 3.2. 低・中・高・特殊複合構造物の建設                                 | 建設問題を担当する国家行政機関        |
| 3.3. 耐荷重構造、コンポーネント、材料、それらの原材料及び可燃性、有害化学物質、省エネルギー製品の製造 | 建設問題を担当する国家行政機関        |
| 3.4. 測地学、地図の作成とサービス業                                  | 測地学と地図作成の問題を担当する国家行政機関 |
| 3.5. 吊り構造物及びその部品の製造、組み立て、修理及びサービス業                    | 建設問題を担当する国家行政機関        |
| 3.6. 土地管理業に関わる専門組織の権利の付与                              | 土地問題を担当する国家行政機関        |
| 3.7. 地籍業に関わる専門組織の権利の付与                                | 土地問題を担当する国家行政機関        |
| 3.8. 都市開発の書類作成  | 都市開発を担当する国家行政機関        |
| 3.9. 下水処理道の運営、修理及びサービス                                | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.10. 下水収集システムの運営、修理及びサービス                            | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.11. 下水処理システムの運営、維持とサービス                             | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.12. 特殊車両による汚水運搬業務                                   | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.13. 下水処理施設の運営、修理、サービス                               | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.14. 運搬給水サービス  | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.15. 集合住宅内の上下水道の運営、修理、サービス                           | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.16. 上水センターの運営、修理、サービス                               | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.17. 浄水施設の運営、修理、サービス                                 | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.18. 給水、浄水設備の試験と調整業務                                 | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.19. 市町村の給水源となる建築物の運営、修理、サービス                        | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.20. 市町村の配水建築物の運営、修理、サービス                            | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.21. 上水道ネットワークの使用、修理及びサービス                           | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |
| 3.22. 浄水運搬システムの運営、修理及びサービス                            | 市町村上下水道の運営維持管理の調整委員会   |

2023年11月10日付けの法律により、3.4、3.6、3.7の各規定から「中央」という記述が削除され、この改正は2024年1月1日から施行される。

4. 防衛の分野における以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可                   | 特別許可を交付する権限を有する者 |
|------------------------|------------------|
| 4.1. 軍事目的の武器、装備、火器の輸出入 | 政府               |

|                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| 4.2. 指定された航空拠点から領域外へ航空機を飛行 | 軍事専門指導部の最高機関     |
| 4.3. 国境空域での飛行              | 軍隊の航空司令部、又は国境警備局 |

本項は、2023年1月6日付けの法律により無効とされた。

5. 道路及び運輸の分野における以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可  | 特別許可を交付する権限を有する者  |
|---|-------------------|
| 5.1. 鉄道インフラの構築  | 鉄道輸送問題を担当する国家行政機関 |
| 5.2. 道路及び道路構造技術、経済的基盤、設計開発、建設、保守、修理、技術的監査及びコンサルティングサービス | 道路問題を担当する国家行政機関   |
| 5.3. 自動車の技術検査業務   | 交通を担当する国家行政機関     |
| 5.4. 線路、車両の製造、組立及び修理                                    | 鉄道輸送問題を担当する国家行政機関 |
| 5.5. 車両ナンバーの作成  | 交通を担当する国家行政機関     |
| 5.6. 鉄道線路の利用  | 鉄道輸送問題を担当する国家行政機関 |
| 5.7. 鉄道輸送の事業運営  | 鉄道輸送問題を担当する国家行政機関 |
| 5.8. 水路輸送サービスの運営  | 水運問題を担当する国家行政機関   |
| 5.9. 民間航空機の修理、サービス業                                     | 民間航空問題を担当する国家行政機関 |
| 5.10. 民間航空機による飛行業                                       | 民間航空問題を担当する国家行政機関 |
| 5.11. 民間航空の飛行場、空港サービスの運営                                | 民間航空問題を担当する国家行政機関 |
| 5.12. 地方や都心部及び郊外における公共旅客輸送業及びタクシー業の運営                   | 県、首都の長            |

2023年7月7日付けの法律により、5.1の規定にある「政府」は「鉄道輸送問題を担当する国家行政機関」に変更され、この改正は2025年1月1日から施行される。

2023年7月7日付けの法律により、5.7の規定にある「輸送」は「輸送の事業運営」に変更され、この改正は2025年1月1日から施行される。

5.12の規定は、2023年12月7日付けの法律により追加され、2024年10月15日から施行される。

6. 金融、経済、税関、投資の分野における以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可            | 特別許可を交付する権限を有する者    |
|-----------------|---------------------|
| 6.1. 監査業の実施     | 財政及び予算問題を担当する閣僚     |
| 6.2. 通関業        | 財政及び予算問題を担当する閣僚     |
| 6.3. 有価証券の発行    | 財政及び予算問題を担当する閣僚     |
| 6.4. 資産評価業      | 財政及び予算問題を担当する閣僚     |
| 6.5. 宝くじの発行     | 財政及び予算問題を担当する閣僚     |
| 6.6. 税務コンサルタント業 | 財政及び予算問題を担当する国家行政組織 |
| 6.7. 保税倉庫業      | 税関の中央管理組織           |
| 6.8. 保税蔵置場の運営   | 税関の中央管理組織           |
| 6.9. 保税工場の運営    | 税関の中央管理組織           |
| 6.10. 保税展示場の運営  | 税関の中央管理組織           |
| 6.11. 特別保税地域の設定 | 税関の中央管理組織           |
| 6.12. 免税店の運営    | 税関の中央管理組織           |

7. 文化、教育分野において以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可                             | 特別許可を交付する権限を有する者 |
|----------------------------------|------------------|
| 7.1. 外国資本による幼稚園や学校の設立            | 教育問題を担当する国家行政機関  |
| 7.2. 大学、高等学校、専門学校の運営             | 教育問題を担当する国家行政機関  |
| 7.3. 国際的な研修プログラムを備えた一般教育学校の設立    | 教育問題を担当する国家行政機関  |
| 7.4. 国営以外の専門的及び技術的教育習得訓練業        | 教育問題を担当する国家行政機関  |
| 7.5. 博物館の運営                      | 文化問題を担当する国家行政機関  |
| 7.6. 幼稚園の運営                      | 該当する県、首都の長       |
| 7.7. 一般教育学校の設立                   | 該当する県、首都の長       |
| 7.8. 託児サービス業                     | 該当するソム、地区の長      |
| 7.9. 国外の法人が行うモンゴル国教育機関への信用認定     | 教育認定評議会          |
| 7.10. 大学及び研究機関に属する専門的な技術教育機関の設立  | 教育問題を担当する国家行政機関  |
| 7.11. 外国資本による専門的な技術教育機関の設立       | 教育問題を担当する国家行政機関  |
| 7.12. 国及び地方自治体が所有する専門的な技術教育機関の運営 | 教育問題を担当する国家行政機関  |

[/7.3の規定は、2023年1月6日付けの法律により改正された。/](#)

7.10、7.11、7.12の規定は、2022年7月7日付けの法律により追加された。

8. 鉱業及び重工業分野の以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可   | 特別許可を交付する権限を有する者   |
|--|--------------------|
| 8.1. 石油販売用パイプラインの建設                                    | 政府                 |
| 8.2. 工業団地及び技術団地の業務                                     | 政府                 |
| 8.3. 公衆衛生、家畜、野生生物及び環境に多大な影響を与える有害物質を管理し埋立処理するための埋立地の使用 | 政府                 |
| 8.4. あらゆる種類の燃料の卸売、小売業                                  | 石油問題を担当する国家行政機関    |
| 8.5. あらゆる種類の燃料の輸入                                      | 石油問題を担当する国家行政機関    |
| 8.6. 石油製品の製造業  | 石油問題を担当する国家行政機関    |
| 8.7. 石油及び非在来型石油の探査と使用                                  | 石油問題を担当する国家行政機関    |
| 8.8. 火工品の製造、輸入及び娯楽目的での使用                               | 地質と鉱業問題を担当する国家行政機関 |
| 8.9. 工業目的の発破作業   | 地質と鉱業問題を担当する国家行政機関 |
| 8.10. 工業目的での爆薬、爆破装置の輸出入及び製造                            | 地質と鉱業問題を担当する国家行政機関 |
| 8.11. 鉄加工、機械製作   | 重工業問題を担当する国家行政機関   |
| 8.12. 貴金属及び貴石を使用した物品の製造業                               | 重工業問題を担当する国家行政機関   |
| 8.13. 天然石油貯蔵地での石油の貯蔵                                   | 石油問題を担当する国家行政機関    |
| 8.14. 鉱物の使用  | 地質と鉱業問題を担当する国家行政機関 |
| 8.15. 鉱物の探査  | 地質と鉱業問題を担当する国家行政機関 |
| 8.16. 放射性鉱物の使用   | 地質と鉱業問題を担当する国家行政機関 |
| 8.17. 放射性鉱物使用後の土地再生                                    | 地質と鉱業問題を担当する国家行政機関 |
| 8.18. 放射性鉱物の輸入、輸出、輸送、埋立処理                              | 地質と鉱業問題を担当する国家行政機関 |
| 8.19. 放射性鉱物の探査   | 地質と鉱業問題を担当する国家行政機関 |
| 8.20. 放射線発生器の輸送、輸出入                                    | 教育問題を担当する国家行政機関    |
| 8.21. 放射線発生器の組み立て、設置、貸借、製造、廃棄、分解及び保管                   | 教育問題を担当する国家行政機関    |
| 8.22. 放射線発生器の廃棄物の埋立処理、無害化処理及びそれに関連するその他の活動             | 教育問題を担当する国家行政機関    |
| 8.23. 放射線発生器の所持、使用及び販売                                 | 教育問題を担当する国家行政機関    |
| 8.24. 核物質の所持、使用、販売                                     | 原子力委員会             |
| 8.25. 核物質の輸入、輸出、輸送、自国における放射性廃棄物の埋立処理                   | 原子力委員会             |

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 8.26. 核機器の使用            | 原子力委員会     |
| 8.27. 核機器の運転、変更、改造、廃止   | 原子力委員会     |
| 8.28. 鉱物掘採以外の目的での下層土の使用 | 該当する県、首都の長 |
| 8.29. 広く分布する鉱物の使用       | 該当する県、首都の長 |
| 8.30. 広く分布する鉱物の探査       | 該当する県、首都の長 |

8.20、8.21、8.22、8.23の規定は、2023年1月6日付けの法律により改正された。

9. 通信及び情報技術分野の以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可                         | 特別許可を交付する権限を有する者     |
|------------------------------|----------------------|
| 9.1. デジタル署名証明書の発行            | 電子開発と通信問題を担当する国家行政機関 |
| 9.2. ラジオ及びテレビの商用サービスの運営      | 通信規制委員会              |
| 9.3. 情報ネットワークの使用、サービスの提供     | 通信規制委員会              |
| 9.4. 通信サービスの提供               | 通信規制委員会              |
| 9.5. ラジオ及びテレビの公共サービスの運営      | 通信規制委員会              |
| 9.6. 多チャンネル伝送サービスの提供         | 通信規制委員会              |
| 9.7. ラジオ及びテレビの広域放送サービスの運営    | 通信規制委員会              |
| 9.8. 無線周波数及び無線周波数帯域の使用       | 通信規制委員会              |
| 9.9. ラジオ及びテレビの地上波サービスの運用     | 通信規制委員会              |
| 9.10. 宇宙通信ネットワークの確立、運用及びサービス | 通信規制委員会              |
| 9.11. 通信ネットワークの構築、サービスの運用    | 通信規制委員会              |
| 9.12. 通信ネットワークとインフラの設置及び保守   | 通信規制委員会              |
| 9.13. 国内郵便事業の運営              | 通信規制委員会              |
| 9.14. ラジオ、テレビの有料サービスの運営      | 通信規制委員会              |
| 9.15. 国際郵便事業の運営              | 通信規制委員会              |

10. 雇用分野の以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可                                  | 特別許可を交付する権限を有する者  |
|---------------------------------------|-------------------|
| 10.1. モンゴル国民の国外での就労、又は開業のための仲介サービスの提供 | 労働問題を担当する国の中央行政機関 |

11. 法的な問題又は一般的なその他の問題に関連し以下の活動を行う際は、事前に特別許可を取得する必要がある。

| 特別許可 | 特別許可を交付する権限を有する者 |
|------|------------------|
|      |                  |

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 11.1. 民間及び治安目的での銃器、弾薬、付属品及び銃器に類似した機器の輸入及び販売             | 法務問題を担当する閣僚           |
| 11.2. 弾丸の生産と再装填   | 法務問題を担当する閣僚           |
| 11.3. 印鑑とシンボルの作成  | 法務問題を担当する閣僚           |
| 11.4. カジノや賭博業   | 法務問題を担当する閣僚           |
| 11.5. 民間及び治安目的での銃器、弾薬、付属品及び銃器に類似した機器の販売本店又は支店の設立        | 法務を担当する国家行政機関         |
| 11.6. セキュリティ業   | 法務を担当する国家行政機関         |
| 11.7. 公文書保管サービスの提供                                      | 公文書と記録管理問題を担当する国家行政機関 |
| 11.8. 詳細な災害リスク評価の作成                                     | 緊急事態を担当する国家行政機関       |
| 11.9. 知的財産の管理業務   | 知的財産問題を担当する国家行政機関     |
| 11.10. 銃器や弾薬を使用したスポーツトレーニング業                            | 中央警察組織                |
| 11.11. 身辺警備業  | 中央警察組織                |
| 11.12. 公共の建物、道路、街路、広場における、看板、信号機、照明、その他の固定器具を使用した広告物の設置 | それぞれの県、首都、ソム及び地区の首長室  |
| 11.13. 法律専門家業   | 弁護士会                  |

12. 食品、農業、軽工業分野の以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可                              | 特別許可を交付する権限を有する者    |
|-----------------------------------|---------------------|
| 12.1. 非伝統的製法によるアルコール飲料の製造         | 食品問題を担当する政府の閣僚      |
| 12.2. たばこの生産や栽培                   | 政府                  |
| 12.3. たばこの輸入                      | 政府                  |
| 12.4. 工業団地及び技術団地の運営               | 政府                  |
| 12.5. 酒類の輸入                       | 食品問題を担当する政府の閣僚      |
| 12.6. 植物防疫用物質の輸入及び販売              | 農業問題を担当する政府の閣僚      |
| 12.7. 高度な科学的方法による新しい動物の品種や系統の創出   | 農業問題を担当する政府の閣僚      |
| 12.8. 微生物の培養、卵細胞、胚、種子の生産、サービスへの導入 | 農業問題を担当する国家行政機関     |
| 12.9. 品種改良された動物及び育種産物の、国外からの購入    | 農業問題を担当する国家行政機関     |
| 12.10. 動物及び育種産物の輸出                | 農業問題を担当する国家行政機関     |
| 12.11. 栽培植物の種子の生産                 | 農業問題を担当する国家行政機関     |
| 12.12. 家畜、動物用医薬品、医療機器の製造と輸入       | 農業問題を担当する国家行政機関     |
| 12.13. 酒類の販売及びサービスの提供             | 該当する県、首都の長、又は経済特区の長 |
| 12.14. 伝統的製法によるアルコール飲料の製造         | 該当する県、首都の長          |

本項 12.4~12.13 は、2022年7月5日付けの法律により 12.5~12.14 に変更された。

本項は、2022年7月5日付けの法律により改正された。

12.1、12.4の規定は、2023年1月6日付けの法律により改正された。

13. 保健分野の以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可 | 特別許可を交付する権限を有する者 |
|------|------------------|
|------|------------------|

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| 13.1. 専門的な看護業務                              | 保健問題を担当する政府の閣僚              |
| 13.2. 専門的なリハビリテーション業務                       | 保健問題を担当する政府の閣僚              |
| 13.3. 薬剤業                                   | 保健問題を担当する政府の閣僚              |
| 13.4. 医療業                                   | 保健問題を担当する政府の閣僚              |
| 13.5. 産婦人科業                                 | 保健問題を担当する政府の閣僚              |
| 13.6. 麻薬物質を含む植物を使用した医薬品の調製                  | 保健問題を担当する国家行政機関             |
| 13.7. 医療器具、機械、付属品、補綴物の製造、輸入、供給、保守           | 保健問題を担当する国家行政機関             |
| 13.8. 社会医療とサービスの提供                          | 保健問題を担当する国家行政機関、又は県、首都の保健局  |
| 13.9. 専門的なリハビリテーション支援とサービスの提供               | 保健問題を担当する国家行政機関、又は県、首都の保健局  |
| 13.10. 専門的な看護支援とサービスの提供                     | 保健問題を担当する国家行政機関、又は県、首都の保健局  |
| 13.11. 患者等搬送事業                              | 保健問題を担当する国家行政機関、又は県、首都の保健局  |
| 13.12. 専門的な医療支援とサービスの提供                     | 保健問題を担当する国家行政機関、又は県、首都の保健局  |
| 13.13. 緊急医療とサービスの提供                         | 保健問題を担当する国家行政機関、又は県、首都の保健局  |
| 13.14. 産婦人科ケアとサービスの提供                       | 保健問題を担当する国家行政機関、又は県、首都の保健局  |
| 13.15. 家庭用防虫、防鼠、殺菌、消毒剤の販売とサービスの提供           | 医薬問題を担当する国家行政機関、又は県及び首都の保健局 |
| 13.16. <del>生物活性製品の生産、輸入、輸出及び供給</del>       | <del>医薬品を担当する国家行政機関</del>   |
| 13.17. 麻薬及び向精神薬、原薬、前駆体及び医薬品の製造、輸入、輸出、供給及び販売 | 医薬品を担当する国家行政機関              |
| 13.18. 人用医薬品及び医療機器の製造、輸入、輸出及び供給             | 医薬品を担当する国家行政機関              |
| 13.19. 人用医薬品及び医療機器の小売業務                     | それぞれの県、首都の保健局               |
| 13.20. 家庭の健康支援とサービスの提供                      | それぞれの県、首都の保健局               |

*13.16の規定は、2023年1月6日付けの法律により無効とされた。/*

14. エネルギー分野の以下の活動は、次の者によって交付される特別許可に基づき実施される。

| 特別許可   | 特別許可を交付する権限を有する者   |
|--|--------------------|
| 14.1. 0.1~5MWの発電源の工事、組立、修理、試験と調整、付随工事、サービス   | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.2. 0.1~100MWの発電源の工事、組立、修理、試験と調整、付随工事、サービス | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |

|   |                    |
|---|--------------------|
| 14.3. 100MW以上の発電源の工事、組立、修理、試験と調整、付随工事、サービス              | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.4. 0.4~15kVの送電線と変電所の修理と敷設、試験と調整、付随工事、サービス            | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.5. 0.4~35kVの送電線と変電所の修理と敷設、試験と調整、付随工事、サービス            | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.6. 0.4~110kVの送電線と変電所の修理と敷設、試験と調整、付随工事、サービス           | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.7. 220kV以上の送電線と変電所の修理と敷設工事、試験と調整、付随業務、サービス           | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.8. 0.07~1.6MPaの圧力炉の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス            | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.9. 0.07~4.0MPaの圧力炉の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス            | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.10. 0.07~8.0MPaの圧力炉の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス           | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.11. 8.0MPaを超える圧力炉の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス             | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.12. 0.07~1.6MPaの圧力容器の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス          | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.13. 0.07~4.0MPaの圧力容器の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス          | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.14. 0.07~8.0MPaの圧力容器の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス          | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.15. 8.0MPaを超える圧力容器の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス            | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.16. 0.07~1.6MPaの圧力の熱水配管、熱水分配場の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.17. 0.07~4.0MPaの圧力の熱水配管、熱水分配場の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.18. 0.07~8.0MPaの圧力の熱水配管、熱水分配場の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.19. 8.0MPaを超える圧力の熱水配管、熱水分配場の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス   | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.20. 4.0MPa未満の圧力で作動する機器の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス        | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.21. 4.0MPa以上の圧力で作動する機器の組立、修理、試験と調整、付随工事及びサービス        | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |
| 14.22. エネルギー施設的设计開発                                     | エネルギー問題を担当する国家行政機関 |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 14.23. 発電           | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |
| 14.24. 送電           | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |
| 14.25. 配電           | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |
| 14.26. 発熱           | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |
| 14.27. 送熱           | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |
| 14.28. 配熱           | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |
| 14.29. 需給運用         | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |
| 14.30. 電力の輸出入       | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |
| 14.31. エネルギー施設の建設   | 国境を越える送電線を持つ、容量が5MWを超えるエネルギー施設を建設する場合、国家行政機関の承認を得た調整委員会                 |
| 14.32. エネルギーの計画的供給  | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |
| 14.33. 無規制でのエネルギー供給 | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |
| 14.34. ガス供給         | 国境をまたぐ回線の使用、統合されたネットワーク、集中型の熱供給、ガス供給に関してはエネルギー規制委員会、その他に関しては県又は首都の規制評議会 |

## 第8.2条 普通許可のリスト

1. 環境分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可  | 普通許可の交付権限者                      |
|---|---------------------------------|
| 1.1. 動物の輸出  | 環境問題を担当する国家行政機関                 |
| 1.2. 外国人、外国の法人や団体等が貯水池を有する場所において行う、水及び水環境に関する分析及び研究 | 環境問題を担当する国家行政機関                 |
| 1.3. 外来植物の自然栽培                                      | 環境問題を担当する国家行政機関                 |
| 1.4. 非常に希少、又は希少な植物の、研究及び分析目的での使用                    | 環境問題を担当する国家行政機関                 |
| 1.5. 研究目的での希少動物の狩猟又は捕獲                              | 環境問題を担当する国家行政機関                 |
| 1.6. 特別保護地域での調査及び分析作業の実施                            | 環境問題を担当する国家行政機関                 |
| 1.7. 科学的研究を実施する又は感染症の流行を抑える目的での動物の狩猟又は捕獲            | 環境問題を担当する国家行政機関                 |
| 1.8. 自然林の苗木の移植                                      | 該当する県又は首都の環境局                   |
| 1.9. 土地の所有と使用                                       | それぞれの県、首都、ソム、地区の長、又は経済特区では経済特区長 |
| 1.10. 大気汚染に影響の大きい発生源の使用                             | 該当するソム、地区の長                     |
| 1.11. 動物の所有と使用                                      | 該当するソム、地区の長                     |
| 1.12. 家庭用目的での猟獣の狩猟と捕獲                               | 該当するソム、地区の長                     |
| 1.13. 家庭用食料又はその他の目的での、希少植物の使用                       | 該当するソム、地区の長                     |
| 1.14. 1日あたり50立方メートル未満の水の使用                          | 該当するソム、地区の長                     |
| 1.15. 人口密集地の給水源へ水を供給する法人による水の使用                     | 該当する流域担当行政                      |
| 1.16. 遺伝資源のモンゴル国境の通過                                | 環境問題を担当する国家行政機関                 |

1.16の規定は、2023年1月6日付けの法律により追加された。

2. 銀行及び銀行以外の金融サービス分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可  | 普通許可の交付権限者 |
|---|------------|
| 2.1. アウトソーシングサービスの利用                            | モンゴル銀行     |
| 2.2. 銀行及びその支店の設立、外国における銀行及び銀行支店の設立              | モンゴル銀行     |
| 2.3. 新規株式及び株式に関係する有価証券を発行することによる、銀行の株式資本額や構造の変更 | モンゴル銀行     |
| 2.4. 株主総会の決定による銀行の再編及び清算                        | モンゴル銀行     |
| 2.5. 銀行における貴金属及び宝石の売買、保管及び預入                    | モンゴル銀行     |

|  |         |
|--|---------|
| 2.6. 新規株式及び株式に係る有価証券を発行することにより、銀行の株式資本額と構造を変更すること、或いはある者が大株主になること、又は大株主の株数と構造の変更 | モンゴル銀行  |
| 2.7. 銀行の名称と所在地の変更  | モンゴル銀行  |
| 2.8. 銀行業務、決済サービス、信用情報サービスに関する業務  | モンゴル銀行  |
| 2.9. 銀行による外貨の購入、販売、保管及び預入  | モンゴル銀行  |
| 2.10. 銀行による国外送金  | モンゴル銀行  |
| 2.11. 契約代理人による決済サービスの提供  | モンゴル銀行  |
| 2.12. 銀行ローン及びその他の金融商品の売買   | モンゴル銀行  |
| 2.13. 信用情報機関の再編及び清算  | モンゴル銀行  |
| 2.14. 銀行融資活動   | モンゴル銀行  |
| 2.15. 送金サービスの提供  | モンゴル銀行  |
| 2.16. 銀行預金業務   | モンゴル銀行  |
| 2.17. 資金の電子送金  | モンゴル銀行  |
| 2.18. 決済代行   | モンゴル銀行  |
| 2.19. 銀行決済業  | モンゴル銀行  |
| 2.20. 支払手段の発行と受け取り   | モンゴル銀行  |
| 2.21. 銀行による貴重品の保管  | モンゴル銀行  |
| 2.22. 銀行証券の発行、売買   | モンゴル銀行  |
| 2.23. 銀行が銀行名で第三者に保証を発行、又は保証人となる行為  | モンゴル銀行  |
| 2.24. 銀行が行う金融リース業務   | モンゴル銀行  |
| 2.25. 電子マネーの発行   | モンゴル銀行  |
| 2.26. 強制保険業務   | 金融規制委員会 |
| 2.27. 強制保険協会定款への追加又は変更、理事会構成の変更  | 金融規制委員会 |
| 2.28. 銀行以外の金融支店、駐在員事務所及びユニットの開設  | 金融規制委員会 |
| 2.29. 銀行以外の金融支払い保証の発行  | 金融規制委員会 |
| 2.30. 銀行以外の金融決済手段の発行   | 金融規制委員会 |
| 2.31. 銀行以外の短期金融商品への投資  | 金融規制委員会 |
| 2.32. 銀行以外の金融機関の名称と所在地の変更  | 金融規制委員会 |
| 2.33. 銀行以外の金融機関の定款に記載された資本金、構造、株主構成の変更   | 金融規制委員会 |

|  |         |
|--|---------|
| 2. 34. 銀行以外の金融機関の再編及び清算                              | 金融規制委員会 |
| 2. 35. 銀行以外の金融機関の不動産の抵当に関連する金融仲介活動                   | 金融規制委員会 |
| 2. 36. 外国の保険会社が、モンゴルに支店又は駐在員事務所を開設し、それを通じて保険活動を行うこと  | 金融規制委員会 |
| 2. 37. 外国証券市場での証券売買の仲介活動                             | 金融規制委員会 |
| 2. 38. 保険会社が、外国領土内に支店又は駐在員事務所を開設し、それを通じて保険活動を行うこと    | 金融規制委員会 |
| 2. 39. 保険会社の一部業務を他者に委託                               | 金融規制委員会 |
| 2. 40. 保険会社の一部業務を他者業務と統合                             | 金融規制委員会 |
| 2. 41. 保険会社による支店と駐在員事務所の設立                           | 金融規制委員会 |
| 2. 42. 保険会社の名称と所在地の変更                                | 金融規制委員会 |
| 2. 43. 保険会社の資本金の規模、構造及び株主構成の変更                       | 金融規制委員会 |
| 2. 44. 保険会社の再編及び清算                                   | 金融規制委員会 |
| 2. 45. 公募証券の登録、証券発行市場での証券の募集及び販売                     | 金融規制委員会 |
| 2. 46. 特別免許未交付の外国保険会社と保険契約を締結                        | 金融規制委員会 |
| 2. 47. 証券取引所における規制対象事業体株主による株の売却、取引、抵当、又はその他の形式による譲渡 | 金融規制委員会 |
| 2. 48. 有価証券の案内の内容変更                                  | 金融規制委員会 |
| 2. 49. 証券流通市場での証券取引                                  | 金融規制委員会 |
| 2. 50. 証券取引所における規制対象事業体が、自社の支店又は駐在員事務所を設立            | 金融規制委員会 |
| 2. 51. 資産担保証券の登録                                     | 金融規制委員会 |

3. 建設及び都市開発分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可   | 普通許可の交付権限者      |
|--|-----------------|
| 3. 1. 原子力発電所、火力発電所、水力発電所、鉄道、空港、地下鉄、国境をまたぐ石油及びガスのパイプライン、石油精製所、原油パイプラインなどの国有施設の建設許可の交付 | 政府              |
| 3. 2. 建築基準と規范文書の印刷   | 建設問題を担当する国家行政機関 |
| 3. 3. 建設工事の開始と継続   | 該当する県、首都の長      |

4. 道路及び輸送開発分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可 | 普通許可の交付権限者 |
|------|------------|
|      |            |

|  |                                 |
|--|---------------------------------|
| 4.1. 施設の建設と拡張、ライフラインなどへの接続など、必要不可欠な理由による国有道路の掘削、若しくは出入口の建設               | 道路、交通の開発を担当する国家行政機関、<br>県又は首都の長 |
| 4.2. 国際線の運行  | 民間航空を担当する国家行政機関                 |
| 4.3. モンゴルの民間航空に使用される空域及び航空路において、射撃、爆発、又はロケットの発射により飛行を危険にさらす可能性のある活動を行うこと | 民間航空問題を担当する国家行政機関               |
| 4.4. 車両運転権の付与  | 中央警察組織                          |
| 4.5. 必要不可欠な理由で、過積載の車両や許可された寸法より大きな車両又は特別な保護がない装軌車両が、道路及び道路構造物を走行         | 道路及び道路構造物の修理、維持、保護を担当する組織       |

5. 金融、経済、通関、投資分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可   | 普通許可の交付権限者          |
|--|---------------------|
| 5.1. 外国の国有法人が、鉱業、銀行業、金融、出版、情報又は電気通信業に従事する目的で、モンゴル国企業が発行する株式の33%以上を所有 | 経済及び開発問題を担当する国家行政機関 |
| 5.2. 外国国有法人が鉱業、銀行業、金融、出版、情報又は電気通信業に従事                                | 経済及び開発問題を担当する国家行政機関 |
| 5.3. 仮保税倉庫の運営  | 税関の中央管理組織           |
| 5.4. 鑑定士の権利の付与   | 資産鑑定の専門機関           |

[/5.2の規定は、2023年1月6日付けの法律により無効とされた。/](#)

[/5.1の規定は、2023年1月6日付けの法律により改正された。/](#)

6. 文化と教育分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可                                  | 普通許可の交付権限者      |
|---------------------------------------|-----------------|
| 6.1. 歴史的及び文化的重要遺産を修復、保存及び宣伝する目的で行う輸出入 | 政府              |
| 6.2. 高等教育での新しい職業訓練の実施                 | 教育問題を担当する国家行政機関 |
| 6.3. 政府間の合意に基づく合同学校の設立                | 教育問題を担当する国家行政機関 |
| 6.4. 大学及び研究機関に付属する高等教育機関の設立           | 教育問題を担当する国家行政機関 |
| 6.5. 修士課程及び博士課程の実施                    | 教育問題を担当する国家行政機関 |
| 6.6. モンゴル国内の古生物学的及び考古学的発掘及び発掘研究の実施    | 文化問題を担当する政府関係   |
| 6.7. モンゴル国内の無形文化遺産に関する調査の実施           | 文化問題を担当する政府関係   |
| 6.8. 公有財産の有形文化遺産の複製                   | 文化問題を担当する政府関係   |
| 6.9. 有形文化遺産の修復                        | 文化問題を担当する政府関係   |
| 6.10. 文化関係者の仲介業                       | 文化問題を担当する国家行政機関 |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 6.11. 有形文化遺産の輸送  | 文化問題を担当する国家行政機関 |
| 6.12. 歴史的及び文化的重要遺産、古生物学的及び考古学的遺物の研究分析、修復、外国での展示のための輸出入 | 文化問題を担当する国家行政機関 |
| 6.13. モンゴル国内での外国人及び外国法人による映画撮影                         | 映画評議会           |
| 6.14. 新たな分野で専門的な技術教育訓練を実施                              | 教育問題を担当する国家行政機関 |

/6.12の規定は、2023年1月6日付けの法律により改正された。/

/6.1の規定は、2023年1月6日付けの法律により改正された。/

/6.14の規定は、2023年7月7日付けの法律により追加された。/

7. 鉱業及び重工業分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可                                       | 普通許可の交付権限者         |
|--|--------------------|
| 7.1. 爆薬及び爆破装置の輸送                           | 中央警察組織             |
| 7.2. 法人による、必要以上の爆発化学物質や爆破装置の購入、認可を持つ機関への販売 | 専門的監査問題を担当する国家行政機関 |

/7.2の規定は、2023年1月6日付けの法律により無効とされた。/

8. 通信及び情報技術分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可                      | 普通許可の交付権限者           |
|---------------------------|----------------------|
| 8.1. 情報セキュリティ監査を実施        | 電子開発と通信問題を担当する国家行政機関 |
| 8.2. サイバーセキュリティリスクの評価を実施  | 電子開発と通信問題を担当する国家行政機関 |
| 8.3. 公共サービス以外の目的で無線周波数を使用 | 通信規制委員会              |

/本項は、2023年1月6日付けの法律により改正された。/

9. 雇用活動分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可                        | 普通許可の交付権限者    |
|-----------------------------|---------------|
| 9.1. 外国人労働者をモンゴルで雇用する目的で招へい | 雇用を担当する国家行政機関 |
| 9.2. 外国人労働者によるモンゴルでの労働      | 雇用を担当する国家行政機関 |

10. 法律及びその他の一般事項における以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可   | 普通許可の交付権限者  |
|--|-------------|
| 10.1. 外国人が国の重要な立場で職務につくこと  | 政府          |
| 10.2. 国家公文書データベースの書類の国外への一時的な持出し   | 政府          |
| 10.3. 公証業務   | 法務問題を担当する閣僚 |
| 10.4. 国境地域での業務や生産  | 国境警備隊       |
| 10.5. 国境地域非居住の市民又は国境地域を拠点としない企業や組織による、国境地域内での業務や生産                                       | 国境警備隊       |
| 10.6. 支配的な法人が、他の法人と合併又は合併を目的とした再編起業、同様の製品を販売する競合会社の普通株式の20%以上、又は優先株式の15%以上の購入、又は関連会社との合併 | 公正取引委員会     |

|  |                  |
|--|------------------|
| 10.7. 法的独占権を持つ起業家の製品価格の変更              | 公正取引委員会          |
| 10.8. 狩猟を目的とした銃火器の輸出入                  | 中央警察組織           |
| 10.9. 銃器証明書の発行                         | 中央警察組織           |
| 10.10. 銃器の購入                           | 中央警察組織           |
| 10.11. 市町村の道路沿いにおける、販売やサービスを目的とした土地の使用 | それぞれの県、首都、地区の長   |
| 10.12. 鑑定業務に従事                         | 裁判所の鑑定組織         |
| 10.13. 販売やサービスを目的として、公共の道路や広場を使用       | それぞれの県、首都、地区の長   |
| 10.14. 指定された航空拠点から領域外へ航空機を飛行           | 軍事専門指導部の最高機関     |
| 10.15. 国境空域での飛行                        | 軍隊の航空司令部、又は国境警備局 |

/10.12の規定は、2022年12月23日付けの法律により追加された。/

/10.6の規定は、2023年1月6日付けの法律により無効とされた。/

/10.11の規定は、2023年1月6日付けの法律により改正された。/

/10.13、10.14、10.15の規定は、2023年1月6日付けの法律により追加された。/

11. 食品、農業及び軽工業分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可   | 普通許可の交付権限者            |
|--|-----------------------|
| 11.1. 戦略食料の輸出入                                     | 食糧問題を担当する国家行政機関       |
| 11.2. 家畜の輸出時、種類と種ごとに一回限定の許可を交付                     | 農業問題を担当する国家行政機関       |
| 11.3. 研究及び分析を目的とした育種産物の輸出時、5つまでの同種のサンプルに一回限定の許可を交付 | 農業問題を担当する国家行政機関       |
| 11.4. 家畜及び飼料添加物、医薬品、医療機器の輸出入                       | 家畜、動物の保健問題を担当する国家行政機関 |
| 11.5. 国際獣医証明書の発行                                   | 家畜、動物の保健問題を担当する国家行政機関 |
| 11.6. たばこの販売業                                      | ソム、又は地区の長、又は経済特区の長    |
| 11.7. 犬と猫の繁殖業                                      | 家畜、動物の保健問題を担当する国家行政機関 |
| 11.8. 所有者のいない動物の一時保護業務                             | 家畜、動物の保健問題を担当する国家行政機関 |

/11.7、11.8の規定は、2023年12月8日付けの法律により追加された。/

12. 保健分野の以下の活動は、次の者によって交付される普通許可に基づき実施される。

| 普通許可         | 普通許可の交付権限者       |
|--------------|------------------|
| 12.1. 医薬品の宣伝 | 医薬品問題を担当する国家行政機関 |

/12.1の規定は、2023年1月6日付けの法律により改正された。/

## 第9章

### 許可に関する法律の実施の監視

#### 第9.1条 許可に関する法律の実施を監視する権限を与えられた者とその職務

1. 権限を与えられた者の活動を監視し、本法の変更の理由と必要性について提案と結論を下す機能を持つ、政府、民間部門、非政府組織の代表者で構成される非常勤の評議会（以下「評議会」という）は、首相の下で活動する。
2. 評議会事務局の任務は、政府事務局が行う。
3. 評議会は、議長、書記及び11人の委員で構成され、首相が議長を務める。
4. 政府は、評議会のメンバーの任命及び解任、その職務に関する手続きを承認する。
5. 評議会は、次の機能を実行する。
  - 5.1. 権限を有する者を体系的に指導する。
  - 5.2. 許可の交付状況とその影響を監視及び評価し、提案と結論を下す。
  - 5.3. 本法の改正の問題点について提案し、結論を下す。
  - 5.4. 権限を有する者の許可交付活動を監視し、検出された違反を排除するための措置を講じる。
  - 5.5. 許可に関する法律に違反した政府機関及び役人の決定、行政機関の法令を取り消すため提案を、権限を有する組織及び当局者に提出する。
6. 本法の実施及び新規許可の作成と交付に関する提案と勧告を発行するために、特別な知識と専門知識を必要とする問題の支援を、アナリストや専門家から得ることができる。

### 第9.2条 許可の交付活動の監視と評価

1. 評議会は3年ごとに、本法第9.3条で規定された基準に従って監視と評価を実施し、評議会の許可及び関連する活動が本法の目標、原則、条件及び要件に準拠しているかどうかを確認する。
2. 評議会は、本条第1項に従って実施された監視及び評価の結果に基づいて、許可を維持するか、別の許可に変更するか、又は許可を取り消すか、問題改善のため法律を起草するかどうかについて結論を下す。

### 第9.3条 新規許可の作成、許可の条件及び要件の変更に関する決定

1. 評議会は、新規許可について決定を下す際、本法第1.5条第14項に規定された原則を遵守しなければならない。
2. 評議会は、以下の基準に基づいて、新規許可の作成について決定を下す。
  - 2.1. 人間の生命、健康及び環境における安全を保護するため、新規の許可が必要か。
  - 2.2. 本法第8.1条及び第8.2条に規定されている承認のリストと重複、又は調和しているか。
  - 2.3. 許可の分類に基づき、その許可の需要、必要性、リスクレベル及び評価に適合しているか。
  - 2.4. 経済と事業活動に影響するメリットとデメリット。
  - 2.5. 新しく作成する許可に関連した市民、法人及び政府機関が負担する費用。
  - 2.6. 法律の提案者が、公聴会に関する法律の第7条7.1.3に従って、法案の聴聞会を実施したか。
3. 本条第2項に規定する結論は、本法第9.1条5.3に規定する意見及び結論とともに国家大会議に提出する。

### 第9.4条 許可の交付、延長、一時停止、再交付、取り消しに関する異議の申し立て

1. 市民及び法人による許可の交付、延長、一時停止、再交付、又は取り消しに関する異議は、一般行政法第93条に規定された手続きに従って提出するものとする。

### 第9.5条 違反者に対する措置

1. 本法に違反した役人の行為が犯罪に該当しない場合は、公務員法に従って責任を問われる。
2. 本法に違反した個人又は法人は、刑法又は違反に関する法律に基づき責任を問われる。

### 第9.6条 移行期間中の取り決め

1. 本法第9.1条5.3及び公聴会に関する法律第7条7.1.3は、本法施行前に国家大会議に提出された法案、又は現在審議されている法案には適用されない。

2. 本法第3.4条第3項の施行日から3か月以内に、同項に規定されている契約は更新されるものとする。  
／本項は、2023年12月7日付けの法律により追加された。／

#### **第9.7条 法律の施行**

1. 本法は、2023年1月1日から施行される。

G. ザンダンシャタル、モンゴル議会議長